

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第16回）記録

会議年月日	平成24年3月22日（木曜日）		
開 会	午後1時1分	閉 会	午後6時4分
場 所	市役所本庁舎6階 第1会議室		
出席者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事務局職員	事務局長 中村 英夫 事務局次長 田中 利明 調査係長 太田 潤一 議事係主任 金岡 正樹		
執行部	行財政改革課長 田中 洋介 総務課長 河村 敏 総務課法制係長 服部 真也 財産管理課長 足立 博文 財産管理課主幹 福井 一郎 庁舎整備局長 亀屋 愛樹 庁舎整備局専門監 前田喜代和		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

第 16 回鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（3月 22 日）

◆中西照典座長 時間になりましたので、鳥取市庁舎整備に住民投票条例検討会第 16 回を始めさせていただきます。昨日と言いますか、今朝、遅くまでと言いますか、昨日皆さんで検討会に出席していただいて、住民投票条例を制定するのにご努力いただきました。感謝申し上げる次第ですが、結果におきまして、会期を延長せざるを得なくなり、今朝早くというか、早朝にはある程度めどをつけたかったわけですが、お持帰りであった件があります。会期を延長したことによりまして、執行部の方からありましたのは、やはり執行部は会期を決めて、その後の市長以下部長まで、課長も含めてと言いますか、庁舎、部長までですね。対外的にたくさんの仕事と言いますか、計画が組まれているので議会が延びることによって、その辺を調整せざるを得ないということがあるんで、なるべく早く条例案を制定していただいて、会期を閉じていただきたいというようなお話もありました。それは執行部のお話であって、我々は住民投票条例の成立に皆さん努力していただいているわけですし、きょうもそのことをお願いするわけですが、私は何回も言いましたのでお分かりいただいているように、住民投票条例を速やかに成立させて、市民の皆さまのお約束を守り、5月の後半の投票に向けて努力して、さらなる努力を、きょう、していただきたいと思えます。

そこで、昨日お持帰りがありました。まず、一応工期、あるいは財源の点もお聞きいたしまして、先日、昨日概算は、共産党さんは空欄でいくべきだということですが、4派の方では 20 億 8,000 でということが決まっております、方向が決まっております。工期につきましても、ここで確認をいたしまして、工期が出れば、財源をこれは、これに伴って出てくることでありますので、その辺のことを整理して、それから翻って建設費、工期の数字を入れる、入れないという辺を皆さんで順番としては言っていたきたい。その後、共産党さんから言われている広報についてのお話をと、そのようなかたちで今日は進めていきたいと思っております。それでは、工期について、上田議員、はい。

◆上田孝春議員 すいません。工期に入る前に、一応私どもの方も工事費については、ある程度のあれはしておるんですけども、共産党が昨日、空白にと、空欄にという考え方の中で、持ち帰り、共産党にとっては持ち帰りのようなかたちになってきておるという状況ですから、やはり今までこう何とか全会一致で、この条例案を作っていくかといけんという一つの考え方の中でできておるわけですので、今朝、別れた後で共産党の方さんがどういったかたちになっておるかということ、やっぱり確認をしてもらった方が。

◆中西照典座長 はい。言われるとおりでございます。申し訳ありません、角谷さん。では、角谷さんの方から持ち帰っていただいたのを、結果をお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

◆角谷敏男議員 結論を言いますと、今、協議をしております、先ほども、ちょっと何せ昨日深夜でしたから、12時からまた集まって協議をしておりました。それで、結論を出す前に、若干議論もしないといけないなという問題意識を持っております。それは、この前、昨日の議論がやはり空欄でいくべきだと言った理由としては、結論的には市民の意見をやっぱり聞くと、

市民の合意をどう得るかっていう点で、そういう条例案として作っていかんといけんっていうのが一つありますし、それから、金額の問題、広報の問題、これまでも言ってきましたが、どうしても我々素人が専門外のことが分からないわけですから、そこでの判断ができかねるわけです。あえて、上杉さん、上田さんにちょっと聞きたいのは、その20億円、20億8,000万円の捉え方ですね、改めて。上杉さんもこの何回か議論されて、他の方もありましたけども、昨日パブリックだとかという言葉も出てきて、そうすると増えるということを経験はしておられるのかなというふうに思うわけです。これ、20億8,000万円がそういう印象を受け止めておられるわけです。印象としては受け止めるわけですが、実際そういう意味でおっしゃっているのかどうか。それから、上田さんについては、自信があるということまでこれまでおっしゃっていましたから、改めて聞く必要はないんだけど、いろいろ駐車場の問題だとか、エネルギー棟の問題だとか、そういう問題。都市計画道路の問題についても、私、意見をちょっと言っているわけですけども、そういうことでスペースが狭くなる中で、4階が5階になったということがあります。それでも、この20億円、20億8,000万円の中でやり切れるんだと、その辺がどうなのか、お二人に聞いた上で、また若干ちょっと私なりの意見なりをちょっと言わせていただけたらと思います。

◆中西照典座長 じゃ、上杉議員さん。

◆上杉栄一議員 昨日20億8,000万円で合意をしたという状況の中で、この間、以前、今までの議論の中でもあったんですけども、建築基準法等々に照らして新たな工事が出てくる可能性はあるということを入れた。それから20億8,000万円っていう、20億という金額については、必要最小限ということでは合意をしておるんですね。これはここに決定した場合に、今までの議論でパブリックコメント等々をかける中で、市民の意見を取り入れるという場合に、新たな改修と言いますか、バリアフリーであったり、さまざまなものが出てくる可能性はあると。これは20億円のうちには入っていないということですから、今後、ここの改修なりの中で、市民の意見の中で新たな事業費が出てくる可能性はあるじゃないかということは申し上げております。以上です。いいですかいな。はい。増えるという、増えるという可能性があるということですが、はい。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 はい。20億の問題について、話があったわけですけども、当初から私はこの20億という数字を示しておるんですけども、この20億の根拠というのは、何回も申し上げるわけですけども、現本庁舎の免震、それと一部改修、ここに示しておる概要ですね。これに沿って、このものを実施するということになれば、20億というかたちで出来るというかたちで、今まで話をしてきております。これを何回も申し上げるように、山本浩三さんにいろいろこの対案について協議をしていただいて、専門家の山本浩三さんがこれで出来るというかたちの概算で示しておりますので、20億の数字は、私はできるというふうに申し上げます。それで、議論の過程の中で、いろいろと出てきた問題、僕はこの住民投票にかけるのは、対案を示した範囲のものを実施するという基本的な考え方でいっておりますから、それで、ここに決まれば、決まればパブリックをかけて、今の示しているものに対して、よりこうしようというふ

うな、また意見が出れば、それは考えないとならんというふうに思いますけれども、今々の時点で、こういうふうに考えていて、これが増えるだとか、そういった、やはり議論というものを僕は、今はしてほしくないし、するべきではないというふうに思っております。

パブリックをかけるということを、申し上げておるわけですからね。パブリックかけたら、エネルギー棟ができる、あれができるというふうな、また建築設計事務所協会から出てきた問題を、どんどん、どんどん増えるんだよというふうな議論は、今の時点では私はするべきじゃないと、そういったものをするということは私は考えておりません、今の住民投票をするまでは。そのことを昨日も申し上げておまして、37億4,000万の問題については、一切出さないと、それと中身についても、この住民投票するときには、中身についても出さないという話を申し上げておるのが、そのことを含んでおりますから。ですから、今20億8,000万というのは、示した対案に対しての工事概要というかたちで申し上げておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 ちょっと角谷さんに確認です。これは、今、角谷さんはこの建設費概算を記入することがいいか、しないかの判断を、今これを質問されることで、判断されようということをしておられるんですね。

◆角谷敏男議員 そうです。

◆中西照典座長 そうですね。

◆角谷敏男議員 判断の過程の中で、

◆中西照典座長 過程の中でね。この問題は質問されることを拒むものではありませんけども、私のあれとしては、早めに次に移りたいと思いますので、そのことを申し上げたい。どうぞ。

◆角谷敏男議員 私もそんな長々とするつもりじゃないですから、うちの会派として、今、議論している中で一度、今お尋ねをしたわけです、今後の判断として。上杉さんちょっともう1回確認なんですけど、結局、可能性がある、いわゆる20億8,000万円の可能性の問題。これについて最終的に市民の意見を聞かないといけんということもおっしゃったんですけど、議論の過程の中で、技術的な問題で判断がつかねるということで、いくつかはっきりしてない部分があると思うんですけど、その点について、どう、その辺の判断を今後していこうとしておられるのか、その辺もう1点だけお尋ねしたいと思います。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 先ほど申し上げた費用がかさむ可能性があるというのは、技術的な問題ということは考えておりません。いわゆる、ここの庁舎はどうあるべきか、要するに先ほども申し上げましたけども、バリアフリーであったり、エレベーター等々の話もありますけど、それは、そういうことは別として、新たな改修等々は、やはり利便性からすればしなければならないじゃないかというところの費用でして、エネルギー棟とか、そういったものについては、これは技術的な問題ですので、今後ここを工事する段階において、これはできるという話ですから、できればそれに越したことはないけれども、仮にできなければ、そういった技術は取り入れなければならないけど、私はこれから増えるというのは、そういう意味での費用が増えるということではありません。

◆角谷敏男議員 ちょっと確認なんですけど、すみません、議長。

- ◆中西照典座長 はい、角谷委員。
- ◆角谷敏男議員 結局、先ほど言われたバリアフリーとか、それから法的に合致した施設を作らないといけん。この辺で増えるということで、技術問題は設計の問題にも関わりますから、今どうのこうのということではないということのわけですね。はい、分かりました。それで、議長、最後。
- ◆中西照典座長 まだ、はい、はい。
- ◆角谷敏男議員 いくつかお尋ねしましたので、議長にちょっと配慮していただきたいのは、一定の議論、後いくつかあるようですから、休憩後に一定の時間取らしていただきたいと、その上で最終的な、
- ◆中西照典座長 それはそのようにしようと思います。
- ◆角谷敏男議員 はい。配慮していただけたらと、一定の時間、少し多くいるかもしれませんが、よろしゅうお願いします。
- ◆中西照典座長 それは当然これから議論がされる中で、全てがここで決まるとは思いません。やはりそれぞれ確認されたことは、会派にお持ち帰りになって、会派の皆さんとご協議を願うこととなります。それでは、先ほど入りかけた工期について今一度、昨日もそれぞれ議論がありまして、問題点は指摘していただいていると思います。その上で、どのように、会派内の意見を、議論されてここに持ってこられたか、ちょっと順番に上杉議員から。はい。
- ◆上杉栄一議員 工期については、昨日、完成年度にするのか、あるいは工期の何年間という議論があったんですけれども、特に第2号議案については、なかなか工期が2年なのか、3年なのか、あるいは文化財調査にどれぐらいかかるのかということが、まだ定かではないということでもあります。ですので、工期については、いわゆる工事にかかって2年間だということの説明でありますので、それはそれで私はいいいと思います。その中で、これは財源との関連性が非常に強いわけですので、工期は2年とすることでもありますけれども、ここの参考に文化財調査というかたちがあるわけでして、これはこの間、文化財課の方からの説明によれば、1年から1年半、半年は試掘だったかな。それから約1年ぐらいということになれば、物理的に合併特例債の期限内までに、この工事ができるというかたちは、これ取れないわけですので、このあたりについては、財源の中で合併特例債、その後、合併特例債の期限後の財源についての、ここにあります防災対策事業債。そのあたりで示していただければ、それの方がよく、より分かりやすいのではないかなというふうに思っております。私の会派としては以上です。
- ◆中西照典座長 じゃあ、高見議員。
- ◆高見則夫議員 今の場所で業務をしながら、施工ということになるわけですから、いろんな制限や課題があるということは当然考えないといけないわけです。それで、昨日20億8,000万で、皆さんが同調したわけですから、今、話を聞くと、それで絶対できるということでもありますから、そのできる範囲を我々は信用しながら、果たしてこの2年間の中でできるかどうかと、2年間の中で課題は、いわゆる財源の問題が、制限内でできるのかどうかという問題。それからもう一つは、今あったように、文化財の問題ですね。こういうものがクリアできるかどうか、こういう課題がいろんな問題になってくるんじゃないかなというふうに思いま

す。だから、そういう問題をクリアできれば、2年の問題、さつき提案がありましたような2年の問題で、工期でいけばいいというふうに考えております。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 昨日申し上げましたように、いろんなことがありますけれども、この建物、先ほど示したようなものを、実際、工事着工して、どのくらいかかるかというかたちで、2年ということを申し上げております。ですから、この文化財の問題も1年ですむか、なんぼですむかという不確定なところもあるわけです。ですから、問題は、やはりここに決まってから、仮に5月に決まったというかたちで、決まった時点でそういった調査でも入れば、基本計画や実施計画を作っている間に、同時に調査もかかれば、その辺を上手くやれば、できるだけ少なくすむんじゃないかなという思いはしております。ですから、この不確定な問題を、何年だなんぼだというかたちでは、議論は僕もしたくないし、先ほど申し上げました、これは工期は工期、それで、そういったもので、調査は調査で上手く利用しながらしていくと、それで、今そんなことを言うてどうかと思いますけど、ですから、合併特例債を使い、さらには最終的にどの部分だけが合併特例債から消えるかということも出てくるわけですから、その辺あんまり細かく、ならどの部分が、それに、合併特例債に間に合うだ、間に合わんだというふうな議論までは、今の時点では、私はするべきじゃないというふうに思っている。ですから、合併特例債を使って、それから防災対策事業費も使って、だんだんかなわないと基金もあるわけですから、一般財源に手を掛けるということをしなくても、十分対応可能だというふうに思っています。だから、工期は2年というかたちです。

◆中西照典座長 はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 この工期の2年というのは、昨日も私は、工事する期間、実質工事する期間ということなんで、工期2年というのは、それはそれでいいんじゃないかと思えます。ただ、完成時期との関係でこの財源問題が出てくるわけですから、できれば完成時期をいつというようなことが明記できれば、それに越したことはないわけですが、それは財源のところできっちりしていけば、それはそれでいいと思っておりますので、工期は2年ということで結構です。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 建設費の概算でも、技術的、専門的なことも判断として要求されて、その上で一定の金額というのは入ると。その流れでいくと、この工期についてもいよいよその専門家の設計士さんやいろいろ関係者が協議する、その中でやはり決められることじゃないかと私どもは考えてまして、ちょっと工期まで入れるのは無理があるんじゃないかなというのが、私どもの考えです。

◆中西照典座長 はい。概算費あるいは工期の問題についても、先ほどさまざまな意見が出されました。いわく2年、工期はいろいろあるけども、その文化財調査等も当然あるんだけど、工期としては2年が妥当じゃないかというのが大方の意見のようであります。そこで、昨日の議論を聞きながら、私の方でいろいろ、その財源の内訳があるわけですが、2年というのはどういう財源になるんであろうか、あらかじめ、まだしてないなあ、してあるのかな。まだですか。どういうことになるのかなということで、20億8,000を基にして試算できたらなど

思っていましたけども、まだのようではありますが。ちょっと確認です、その角谷議員はちょっと入れられないというんですけど、工期について2年ということは、さまざまな今、意見が出されましたけど、概ねそれでよろしいですか。ちょっと、副議長、はい。

◆**下村佳弘副座長** はい。ニセテーブルが基準というのは、ちょっとよくは分からないんですけども、情報というのは、これが唯一の情報になるわけです、この委託関連情報が。なるべくその正確な情報を知らせるということだろうと思います。その意味では、工期を何年とは言いませんけども、分かっているものを入れて、それで、後は財源でそれを潰して示していくという方法もあるんじゃないかなというふうに感じております。

◆**上田孝春議員** 分かっているものというのは。

◆**中西照典座長** 上田議員、すいません、上田議員。

◆**上田孝春議員** 分かっているものということは、どのことですか。

◆**中西照典座長** じゃ、副座長、はい。

◆**下村佳弘副座長** 第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎を建てると、だいたい何年というのは分かると思いますし、文化財の発掘も、幾分6カ月ぐらいかかると思いますし、そういう分かっている情報を出して、それで、分かりやすい数字に、2年でも、その2年が2年でも別にいいわけですけど、それが2年でできれば。そういう情報を出しながら、住民に分かりやすいようにそういう情報を示すという方法もあるんじゃないかということです。

◆**中西照典座長** はい、上田議員。

◆**上田孝春議員** 建物自体を作るのは2年ということなんです。それで、文化財云々の問題が出ております。それは、正直言って不確定だということを申し上げております。それで、第2庁舎の問題は文化財、こちらの方は文化財の問題があるということなんですけど。私は1号議案に対しても、1号議案についても向こう。

◆**中西照典座長** よろしいですね、はい。(聴取不能)

◆**上田孝春議員** すいません。それで、こちらの方は文化財の問題がありますけどね。向こうにしてもね、いろんな調査すれば、何が出てくるか、まだ不確定なところもあるんですよ、これは。そういったことをまた議論するとあなるから、やはりあちらにしても、それなりの調査をしなくちゃならんわけです。こっちの文化財の調査、向こうもそれなりの調査、いろんな問題がありますから、向こうも。調査をするということは、それなりにまた向こうも変わってくる場合もあり得るんです、不確定なんですよ。そういったこと、だから、ここに正直言って文化財を書くのであれば、僕は1号議案に対しても、それなりのことを書いてほしいという思いがあるんですよ。難しい話はしようと思わんけどね、こちらの2号議案が、文化財を1つのことで議論されるのであれば、そのことも一緒に議論しなくてはならんという思いがある。ですから、土質調査やいろんなことをすれば、こちらにもそういった文化財の関係で不確定な問題もある。それから向こうにしても、それなりのまた不確定な要素もあり得るという、そういったことを含んでおるということを、今申し上げておきたいというふうに。ですから、そういうことで、工期というのは実際にものを作る期間というものを示せば、示しておけばいいんじゃないかということなんですよ。

◆中西照典座長 はい、副座長。

◆下村佳弘副座長 実際にこれを見た人が、どういうふうな感じでこれ見られるかと。ほんとで2年で出来るならと、2年だけを書くとそういうふうに思われるわけですね、当然。こっちは1年半って書いてあるけど、こっちは1年半で出来るなら、ということをおられるわけですから、書き方として僕2年でも別に構わんですけれど、最短何年とか、条件はどこでということをつけ加えればなお分かりやすいんじゃないなという、そういう意味です。

◆中西照典座長 分かりますか。はい、はい、どうぞ。

◆上田孝春議員 最短何年とかね、またこっちは2年ですよという、最長なんぼとか、そういう議論は、こっちはするべきじゃないですよ。僕時点でも、そりゃここ1号議案、1年半で出来るというふうに書いてありますけど、実際1年半、18カ月できっちりすむかといったらそんなもんじゃないと思いますよ。そりゃ。

◆中西照典座長 副座長。

◆下村佳弘副座長 分かりやすいようにという意味で。

◆中西照典座長 私が指名してからにしてください、副座長。

◆下村佳弘副座長 はい。

◆中西照典座長 はい。今、ということで、約2年ということですが、先ほど、工事期間が約2年ということで、それぞれ思いはありますけども、工事期間2年でいいんじゃないかということでもありますけども、そのほか、何かこの点だけはちょっと確認しておきたいなというようなことはありますか。よろしいですか。じゃ、約2年ということで、角谷議員、言い方が悪いですけど、以外の方はそれであっているということでもありますので。じゃ、角谷議員。

◆角谷敏男議員 文化財調査が必要だということに、私は前提でちょっとものも言ったところもありますから、ちょっと説明不足だったかもしれんけど。そういう意味もありますので。ただ、言って出た部分もありますけど、協会の報告書では、昨日もちょっと出ていたですけども。そういうこともあるのかなという程度でございまして、私もそれが違うとか、どうのこうのはよう言い切れませんから、はい。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 今のように、A、Bどちらも出る可能性があるのと、調査しなければいけないというふうなことがあったわけですから、今のように欄外の参考に、参考の中にそういうことも含みを入れておくというのも、1つの方法かなあというように思います。

◆中西照典座長 もうそれは入ってますんで。ちょっともう一度確認します。工期は約2年ということで、ただ、ここが決まる、財源とか、これはテクニカルな話になりますので、ここできっちり、きょう、それは当然出てきますんで、これについては持ち帰りってさっき言われたんで、その後に建築費概算、工期持ち帰って、これでいいというのはここでします。ただ、はい、はい、上杉議員、はい、じゃあ。

◆上杉栄一議員 この間、上田議員もこの指摘したんだけど、括弧書きのところ、延長になった場合ということの、その括弧書きがあるんですけども、この延長が今それこそ法案というか

たちで審議されるような心配がないわけですね。となると、住民投票の関連情報については5月の中下旬ということになれば、どうもそれまでにこの合併特例債の延長法案が審議されて、それがそれこそ可決するような状況は非常に難しいのかなあと。その後になれば分からなくてもいいですけども、非常に不確定なかたちになりますんで、これはやはりあくまでも合併特例債は延長ということではなくして、この括弧書きは削った方がいいと思います。仮にそういうことになれば、今度括弧書きを下にして出されればいいわけですから、この括弧の部分は今は削って、要するにあくまでも26年度末までの合併特例債の期限ということの前提で、それはされた方がいいじゃないかなあというふうに思います。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 この問題は昨日ですか、僕も指摘して、やっぱり括弧書きはとった方がいいという話は申し上げておりますので結構です。

◆中西照典座長 皆さんに確認ですが、財源及び合併特例債の市の実質返済金額のこの括弧書きはとるんだという意見がお二方から出ました。それでよろしいですか。確認、確認、はい、確認、いいですか。じゃあ、そこの括弧書きはとります。皆さん、そうしてください。それでこれはとると、はい。次に、はい、はい。

○中村英夫市議会事務局長 すいません。

◆中西照典座長 局長。

○中村英夫市議会事務局長 財源の許可は、実質返済額の関係ですけども、26年度末までにこの工期を、2号案のことですけども、できるという前提で計算すればよろしいのかどうか、その辺を確認してください。

◆中西照典座長 いや、そうですね、上田議員、それで計算していただくということで、ちょっと上杉議員。ちょっとどっちだ。

◆中西照典座長 じゃあ、上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 ちょっと事務局の方に、26年度末にすべての事業が完了するということの質問。

○中村英夫市議会事務局長 そういう前提でいいのかどうか、確認していただかないと、その計算ができませんので、はい。

◆中西照典座長 今、財源、財源の、趣旨の特例債があるわけですが、今の話は2年というのは、上田議員、あくまでも、先ほど言いましたように、合併特例債適用の間にできるという、ちょっと上杉さん、はい。

◆上杉栄一議員 私の認識は、工期は2年、工事の期間中は2年なんだけれども、事前に文化財調査が入れば、それなりのそれこそ日程をとらないといけんと、それといわゆる工事に入るのは2年間の工事だけでも、入る時期はこちらの方の1号案とせいので入るような時期にならんということですね。だから、これは文化財課の方に確認をして、この間も話があったでしょう、この間、基礎調査であったり、本調査になったら、半年なり1年かかると、そのあとに工事にかかるということになると、最後が26年度末には間に合わないということは、これ物理的にこの間の話でもうはっきりしてるわけだから、そうするとさっき言われたように、合併特例債の辺が期限になったあとの財源については防災対策事業債を使うということでここに出ているわけ

ですから、だから 26 年度中に全部この 2 号案の工事が完了ということではないというふうに思いますけれども。

◆中西照典座長 上田議員、その点どうですか。

◆上田孝春議員 そういった想定もあるんだけど、それもあるんだから、それだったらどこがきれるかという、合併特例債のところは間に合わんかということを示さないといけんようになってくるんじゃないか。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 私がさっき申し上げたのは、財源の問題からすれば、26 年度中に、この全部の工事をするという事は、もうこの間の文化財課の話からすると、もう日程的に不可能な話のはっきりしているわけなんです。ただ、どこまで 26 年度中に、26 年度中に、どこまでの工事ができるかということは、まだはっきりは分からないけれども、26 年度の合併特例債まるまる使って、この 2 号案の改修工事なり増築というのは、これは物理的には無理だということのはっきりしているわけです。はっきりしている、これははっきりしているわけだから、だから、合併特例債、これは約何億円とかそういう話にならないけれども、合併特例債と防災対策事業債、それのつなぎの起債として、防災対策事業債はどうしてもこれは使わなければならないということなんです。それからさっき事務局が言ったように、26 年度末にこの工事が終わるということはありません。

◆中西照典座長 そうしますと、今、上杉議員が言われるのは金額は入らないけれども、それも分かりませんが、言われるようにどこの部分までできて、ですからとにかく合併特例債使うんだ、防災対策事業債も使うんだ、国庫補助金を使うんだ、基金を使うんだということで、これらは、その辺に対して上田議員のちょっと見解を聞きましょうか。

◆上田孝春議員 言葉は悪いけど、使えるものは使って、合併特例債使えば、それで使える基金は使っていけばいいというふうに思いますよ、それは。

◆中西照典座長 では、その時点の鳥取市が使えるいろいろな起債、補助金、基金は使うんだとそういう書き方でじゃあいいですかね、ちょっとその辺、上田議員のちょっと、いろいろ微妙なところですけど。

◆上田孝春議員 はい、はい。どういうふうに振り分けるというか、どういった入れ方がつくかという問題。

◆上杉栄一議員 議長。

◆中西照典座長 じゃあ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ここになれば合併特例債と防災対策事業債あるというのは、議員の皆さんご承知のように、合併特例債が延長にならない限り、26 年度以降については、いわゆる合併特例債よりもそれこそ優位な起債はないわけで、それに少しそれより劣るけれども、この防災対策事業債、これ 70 の、90 の 70 か、90 の 50 か、90 の 50 という事ですから、合併特例債ほどではないけれども、あとの交付税措置に有利なということで上げているわけですから、それは 27 年度、26 年度以降、やはりこれは工事にかかるということの前提ということです。それをちょっと確認しておきます。

- ◆中西照典座長 具体的に、言われるようにどこまでこの有利な起債を使えるかというのは、工事の進み方によります。ですから、この中で数字を入れるのはちょっと困難ですね。ですから、こういう起債とか、補助金、基金を使って、財源に充てるという書き方になるんじゃないかと思えますけども、その辺はどうですか。いいですか。はっきり言ったら、上田議員がその辺、どう考えるかというのは非常に今の進んできていることでは大きいんで、ちょっとその辺の考えをお聞かせ願えたら。
- ◆上田孝春議員 この問題についても、さっき工事費を入れる問題についても共産党の方が議論したいという話もあったわけですから、だからさっき言ったように、できるだけ全会一致ということを取っていかうといえればそっちの考え方もちょっとまとめていかないといけん。ですから、その件を含めて、ちょっと持ち帰って協議しましょう。
- ◆中西照典座長 それで、次に、この参考のところ、これは一番初めに網掛けをするときに、これはこれでいいんだということで残してあります。再確認です。ちょっと再確認ですね。まず、1番目は、建設費はあくまで概算であり、今後設計の段階で精査されます。2番目、建設費の範囲は調査工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮設庁舎、仮駐車場等の経費は含まれておりません。両案とも耐震材の不足しておる現第2庁舎の使用は前提としていません。建設概算費については第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも耐震工法を免震構造とした場合で計算しています。次に、第2号案では着工に先立ち文化財調査が必要となりますということでありまして。これは前回もずっとこの面については承認されてきていることですが、よろしいですかね。上田議員、はい。
- ◆上田孝春議員 この件も対案は確認はされている問題ですけど、さっき言ったように、2号案の着工に先立ち文化財の関係というかたちで明記するんであれば、僕は、1号議案の問題も調査というかたちは必要じゃないかなという思いがあるんですけどね。ですから、
- ◆中西照典座長 上杉議員。
- ◆上杉栄一議員 こないだ文化財課を呼んで、議論したときにあちらの方は調査しないということじゃなかったかなというふうに思うけども、違ったかな、どうだったかな。その理由は、確か述べられたと思う。
- ◆上田孝春議員 いや、いや。文化財、文化財もですけども、ほかの調査も必要。うん。それ、分かりますよ。
- ◆中西照典座長 ですから、文化財はちょっと、
- ◆上田孝春議員 いやいや。はっきり、あははって言っているけどね。いやいやあっちで言っているから、ちょっとあれした。それは正直言って、向こうのあれすれば、まだ大変な問題が出る危険性っていうか、可能性もあり得るんですよ。そのことを言っているんですよ。
- ◆中西照典座長 上田さんがいつも言われるように、可能性は止めよう。ただ、ここの文化財調査というのは、文化財課を呼んで、これは必ずしないといけないんだというお話があったわけです。それで、その可能性ははっきり言ったら、我々分からん、どこでもあるけど、こういう話をすればきりがなから、こう行きましようっていうことで来ているわけですから、この点は、この間来て必要があるということは聞きました。それで、駅南も出ればするんだとい

うことで、今時点ではその必要は感じてないということがありましたんで、上田さん、その辺は何か分かっていただきたいなと思いますけど。

◆**上田孝春議員** それも含めて、この参考の件でもちょっと合意を得たようなかたちになっておりますけど、周辺の仮庁舎とか、駐車場を入れるがいいのかどんなかというちょっと僕は、仮庁舎含まれないというふうなかたちで書いてあるけど、これを入れなならんのか、入れる必要があるのかなという。だから、この辺の問題も含めて、含めて、ちょっと会派で協議をさせていただきたいという。

◆**中西照典座長** はい、はい、会派で協議ね。ただ、これは1号案だろうと2号案だろうとそうですよということですよ。

() そういうこっちゃ。

◆**中西照典座長** 別に限定してありません。持ち帰りということですので、ここで、ということではありますが、はい。

○**中村英夫市議会事務局長** 座長、あの、すいません。1点だけ、確認させてください。財源と実施全体額の括弧書きはなしということで、

◆**中西照典座長** そうです。

○**中村英夫市議会事務局長** よろしいですか。はい。

◆**中西照典座長** そこまでは、じゃあ、いいですね。はい、上杉議員。

◆**上杉栄一議員** この委員会でちょっと確認しておきたいんですが、別にこれは参考に挙げるということはないんだけど、言えばヒ素の問題が出る可能性がある。あれば何らかのこれを処置しないといけん。これ、ここだけじゃなしに、あちらの方の問題もありますんで、そうなれば、いずれにしてもどちらが出てもそれなりのまた経費が必要だというふうなことだけは、この検討会の中で一応確認をしておく必要があるのかなと思います。ここに事業費に入れるとか入れないとかいう問題ではありません。

◆**中西照典座長** これは、鳥取においては温泉が湧くわけですから、どうも、どこでも可能性があると。別にこれは1号案であろうと2号案であつてもある可能性はあるんで、可能性はあるということで留めておきたいと思います。これは、それを言い出したらまた、きりがないので。それで、一応ここでこの関連情報については、持ち帰りも含めて一応終わったということにしておきます。持ち帰ってきていただいてから、議論していただいてから、もう一度詰めますが。次に広報、これ広報という問題が出ておりました。角谷議員がしばしばそのことを言われていますし、提起されました。今1回ちょっともう一度、その考え方、その辺どのように、再確認ですけどお願いしましょう。

◆**角谷敏男議員** まず、動機というか、問題意識としては、これまで当局の広報なり、市長の講演会のチラシの問題までいろいろ議論になりまして、実際、非公開でやっていたということもあつてか、市民の人には十分理解がついてないかもしれませんけども、度々、検討会ということにならなかったということで、一応議長が何回か申し入れをすると。しかし、検討会には帰ってこない、どうなったかが。そういう中で、結局進められてきていると。その理由としては執行権の問題が一つあるわけですが、しかし、この前の議会のときにも、市長に正したわけ

ですけど、やはり住民投票は最も公正公平に行わなければならないわけですから、これが、仮に当局が一番いい案というのは思ってもらっても構いませんが、それを、執行権はやはり予算議決した範囲内なわけですから、ちょうど時期としても新しい年度にも入るといこともありますし、この時期に住民投票の、今、成案にみんなで努力しているわけですが、これが成案となれば、やはりこれまでの広報のあり方、市がやっているあり方は、議会のやはり協議なしにはやってはいけないというふうに思います。もう一つは、それは条例の11条や12条にも関わってくることで、何のためにこれを入れたかということにもなりますし、そういう点から言っても、この1号の広報の問題は2号と共にどう扱うのかということをしておかなければいけないと、私はそう考えて、この工法について、この議会として、議会の住民投票をやるというその前提のもとで、どう取り扱うかについて協議をすべきだというふうに考えているわけです。以上です。

◆中西照典座長 それで、先ほど少し具体的な話が出されましたけども、その協議をする、これから、皆さんと諮るんですけど、角谷議員としては、どのようにするのは、今おっしゃっていることを具現化するためにはいいのか。その辺ちょっと、案があったらちょっとお聞かせ願いたいですね。

◆角谷敏男議員 まだちょっと、議長が聞かれて漠然としていとおっしゃるかもしれませんが、ホームページだとかには、いろいろ計画案が出ていますし、それといろいろ公の施設に、これまでの予算措置の中で作ったチラシが置かれているんじゃないかなと思います。それで、動画もありますし、ぴよんぴよんなんかもいろいろあります。そういうものを一たん閉じて、成案になればこれを議会と協議して、成案になれば広報の中身、その方法を議会と協議して、同じように扱うということをしていかないといけないんじゃないかなということ、今、関連情報表を時間かけて議論しておりますから、これを中心にして、これが皆さんがどういう方法で広報をすべきか考えておられるかどうか分かりませんが、みんなでそこを相談して、当局にも議会の考えを強く伝えて協議をするということじゃないかなと思います。はい。

◆中西照典座長 ちょっと確認、それは議会がなんか協議するということは、議会がもしも、具体的に言えばちょっと分からないけど、議会と協議すると、議会がそれに応じなければ、執行するのはできないという意味も含めてですか。なんかちょっと、その辺がよく分らないですけども。

◆角谷敏男議員 これまでのことはもう議会の中で、はっきり言ったら同じ考え方には一致しなかったわけですから、それで執行権との関係で、ずっと行なわれてきたということです。それで、今度は議会の方で広報の内容、その方法についてまず意思統一をして、やはり必要なところを市側と協議するというので、広報の予算は市議会にないと思うんですけど、どっちにしても執行ということになれば、広報を実際行なうということになれば、住民投票の条例に基づいて行うということになれば、その内容や方法について、当局ともよく相談をする、協議をするという意味です。だから、何度も言いますが、議会の方で広報については、意志統一はしていないわけですから、これを成案となれば、どういうふうに広報するのか、その辺について協議をまず、すべきだということです。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 今、執行部の話が出たわけですけど、まず我々この検討委員会等に入る段階で、情報が足らんということ、市民に情報を流すべきだということはありませんね、どんどん。というふうなことがあって、情報が今度出ていけば、情報が多すぎると、一方的だということについては、ちょっと議論がこれではちょっとかみ合わんような感じがしますよ。ついては、我々は行政が出す、いわゆる執行部が出すこの広報に対して、そういうふうな承認は必要ないと思います。議会の承認を得てから、広報をなささいということについては、ちょっとこれは如何なものかというように思っておりますので、私は今のままでそれぞれやっていくべきだと思っておりますが、ただホームページなんかをたたんだことについては、これについてはやはり知る権利、知ってもらわなきゃいけない。そういう問題については、ちょっと考えなければいけないと思っております。これは前回のこの本会でも、そういう問題が出て一時ストップしているわけですから、この辺の情報の提供については、いかがということについては考えていくんですから、そういうふうには思っております。ですから、今の執行部が出している情報に対して、我々は承認するとか、せんとかという問題ではない、こういうふうには思っています。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 この関連情報のつていうのは、何のために作ったかといえ、この条例の第11条ですね。要するに正確な情報を、必要な情報を公平公正に、公平かつ公正に提供するように努めなければならないという、これの前提の中で、この関連情報のたたき台を作った、比較対照表。それからこれは1号案も2号案も同じような、それこそ言ってみれば土俵の中で比較対照しようということで作ったわけですから、広報については、これを基になるのではないかなと私は思っております。それから執行部サイドがこれを作る分については、あくまでこの関連情報というものは基本になってくる。ただ、させるか、させんかという話ではなくして、さっき角谷議員は、協議と言ったわけですから、協議で私はいいいと思うわけで、協議とは。だから、こういう情報を作るについては、議会の承認とかそういう問題では、私はないと思いますから、関連情報をどうにかたちで出すというのが、まだイメージ的にできてないもので、いわゆる選挙広報みたいなものを出すのか、あるいは市報に載せるのか、そういうことについても、基本的にはこの関連情報を基本としてこれは載せる。それがまさに公平公正だというふうには思っております。

◆中西照典座長 上田議員、はい。

◆上田孝春議員 はい。当然、さっき上杉さんが言ったように、やはりこれから市民に対して住民投票を求めていく上では、このたたき台が基本だというふうには思っています。ですから、これを示して、市民に対して、どちらがいいかというかたちで判断を求めていけばいいというふうには思うわけですけど、角谷議員が心配しているし、僕も正直言って心配している問題です。これから住民投票を実施するまでに、この条例案が決まってから住民投票を実施する間に、やはりどういった情報提供をするかということで、先ほど申し上げました、これに沿って、情報提供されるのであればいいけれども、いいけれども、今までの市の当局の説明が一方向的にどんどん、どんどん、なされてきた。やはりこれはこの住民投票が、条例が決まれば実施するまで

は、やはりこれに基づいて情報提供していただきたいと、するべきだというふうに思っております。これはできたけれども、一方的に新築移転の情報ばかり流すことは、これは市民に対して公平公正に情報提供をするには当たらないというふうに思いますし、この条例の中身についても、やはり沿って情報提供するべきだというふうに思いますよ。そのことを大事にして、このことはやっぱり議会としても執行部に対して申し上げないといけんし。

◆**中西照典座長** はい。今まで、ちょっと待って、ちょっと待って。今まで、先ほど言われたのは、2号案の方がしっかりしたものがなかったんですという、ときどきそういう話で、今回できましたから。それは上田議員が言われるように、1号案だけしておって2号案はなかったとか、そんなことは当然ありえないし、いやいや、それは条例でもきちんとこちらで決めて、条例として成り立たせているわけですから、それは私はそのためにこうして苦勞して作ったたたき台ですから、それをされること。あとはその中で、いかにこの投票行動をしていただけるかということの広報は当然するんだということは、これに書いてあるわけですから、この条例案が、きょうのように、私はしていただきたい、成立すれば、これを持って当局に示せば、それに沿って当然されるべきだし、我々はそのために条例案を作ったんですからね。そのことで、私はこと足りた、ただ、今までの、過去の例を引き合いに出されていますけども、これはこれできちんと私から申し上げたり、向こうからもそういう遺憾の意を表して、これは皆さんにもお知らせしたと思います。そういうことがありますんで、そのことについてはこの条例を遵守していただける、当然すべきだと私は思っていますんで、皆さんその方向で確認していただきたい。じゃあ、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** ちょっと誤解もあるから、私が言っているのは正に座長が、今、上田さんが言われたように、これまでの市の広報、ホームページ見ても市庁舎整備というところがありまして、そこをクリックすると相当出てきます。そこが、これと、はっきり言ったらこれだけが変わるんですかという話なんですは、結局公正公平というのは。だから、いやいや。それを私は一番確認したいわけですよ。それで、今高見さん知る権利がどうのこうのとおっしゃったけど、公正公平の問題で当局がやってきたことは、知る権利の制限はできんだからというようなことを言って、そういう問題じゃなくて、これに全て変わっていくんだということが一番。だから、市が協議というのは、市長が言ったのは議会がこうしてほしいとか、相談があればそれは協議しましょう。だからこれだけにもう変えてくださいと言うか、言わないかの話なんですよ。

◆**中西照典座長** さっきから何回も言っています。我々は何のためにこれを苦勞してしたか。それで、条例案をこれから作ろうと、これを遵守するというのは、これは条例案ですからね。これは案を取れば条例になるわけですから、そこで、市長はこれを守るということは当然の話なんですよ。そのことをこれ以上はちょっと止めましょう。

◆**上田孝春議員** いやいや。議会に対してそこをはっきりしてなかったから、市長がね、あれだったもんだから。

◆**中西照典座長** はい。

◆**上田孝春議員** 何回もいうようだけど、これまでも同じようなことを。

◆**中西照典座長** だから、しましたと。はい。では、一応広報についてもそういうように皆さん

の確認ができたと思います。では、先ほどの持ち帰っていただくこと、建設費の概算費、工期、それから財源も載せるかどうかありましたね、ということでもあります。

◆角谷敏男議員 だったら1時間ほしい。

◆中西照典座長 1時間ほしい。

◆角谷敏男議員 すみません、できればね、30分やちょっとじゃあ。

◆中西照典座長 はい、はい。

◆角谷敏男議員 ちょっといろいろ相談したいこともあります。

◆中西照典座長 はい。じゃあ、3時でいいね。じゃあ、はい、3時再開します、3時再開します。休憩です。

休憩（14：05～15：00）

◆中西照典座長 では、時間が来ました、会議を再開します。お願いがあるようです、じゃ、角谷議員、はい。マイク。

◆角谷敏男議員 メンバーの人には大変申し訳ないですが、今ちょっと協議が長引いていまして、30分から40分ぐらいあと時間いただけたらと、先ほどもちょっと言いましたけど、いろいろ相談をしてきた議員の方とも最終協議をしたいという、それはそれでいろいろこちらの事情がありますので、ご配慮していただけたらと思います。

◆中西照典座長 はい。本来ならもう早急に議案を成立させたいわけですが、今ここに至って、あと最後の詰めのところ、それぞれの会派でやはり皆さんが納得して議案の成立に向けて、今協議されております。今の申し出がありましたので、ここで休憩しまして3時40分に再開ということで休憩いたします。必ずや成立することをお願いいたしまして、休憩いたします。

休憩（15：03～15：40）

◆中西照典座長 時間になりました。では、会議を再開したいと思います。それではまず初めに、角谷議員の方から建設概要費、工期等の件について、会派で持ち帰っていただいた内容を検討していただいたと思いますので、その内容をお示してください。

◆角谷敏男議員 皆さんには検討協議の時間をいただいて本当にありがとうございました。建設の事業費に関わることですが、建設概算費についてですけれども、私どもは、たびたび、これまでも言ってきましたように、市民の意見を聞いた庁舎の整備、耐震対策と同時に、この議論の中に明らかになったように、やはり専門家がいないと技術的な問題が解決しない、それが工事費にも関係するということが明らかになってきていると思います。それで、その中で私どもはこの工事概算については20億8,000万円というのが、昨日復活というか、従来の20億8,000万円が出されているわけですが、それについては最終的にはそういう先ほど申しました考えから、認めるとか、認めないかについては態度は留保したいと、同時に、ただこの運営が全会一致であるということと併せて考えれば、私どもは先ほど申しました、この20億8,000万円

が休憩前の上田議員、また、上杉議員からもいろいろ聞かせていただきましたが、やはりパブリックコメントなどを実施して、市民の意見を反映させるということによって、整備計画の見直しというのにはあり得るというふうに受け止めましたので、そのことが非常にこの検討会の中で合意を諮る必要がある、いわゆる全会一致として諮る必要があるということで、一定の条文の中に入れてほしいということで、条文を作ってきましたので、座長配布してかまいませんでしょうか。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。その前にちょっと結論を言ってください。留保というのは入れないんだよという意味ですね。

◆角谷敏男議員 はい。私どもは入れないと。

◆中西照典座長 入れないと。

◆角谷敏男議員 はい。

◆中西照典座長 それで、工期の方もちょっと確認しておきます、入れないと。

◆角谷敏男議員 はい、そうです。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。じゃあ、ちょっとそれを配られるのを拒否するわけではないんですけども、一応、そういう角谷議員の言われるところで、我々は留保されるということはどういうことだと確認せざるを得ないんですが、ただ、私の方で確認していきたいのは、全会一致ということでありますが、今、留保という話でしたけども、この検討会においては、確認します。第2号案の建設概算費は20億8,000万として、それで(設計管理費が約8,000万円)でしたね、いいですね、設計管理費は8,000万円で上田さんいいですか。いいですね。約20億8,000万円(設計管理費約8,000万円)これでいいですね。

◆上田孝春議員 それを含む。

◆中西照典座長 含むね。はい。含むということで確認します。この方法で留保もありましたけど、一応、これで確認させていただいてよろしいですか。

() はい。

◆中西照典座長 いいですか。じゃあ、そのようにさせていただきます。では、工期についても2年ということでもちょっと確認させていただいていいですか。いいですか、はい。じゃあ、一応そのようにさせていただいて。では、角谷議員が先ほど留保の中で何か条例案をということでありました。ちょっと、はい、確認、はい。

◆角谷敏男議員 留保するということで、その運営が全会一致だということを考慮すれば一定の我々も条件を提示した上で、それが認められれば、その全会一致というかたちで了承をするということでもありますので、この条例案の提案をしておかまいませんか。

◆中西照典座長 はい。それを持ってきておられるなら提案します。一応、概算費と工期は、皆さんは一応確認していただいたというところで行きます。じゃあ、提案をお読みください。

◆角谷敏男議員 条例案の1条、2条、そして、2条の中にこれまで(1)と(2)が入っているわけですが、先ほど言いました内容を口頭で言っても、がちが明きませんので、具体的にこういう文言を入れていただきたいということで、アンダーラインの部分がそうであります。それで、これは議論を一定、我々も踏まえて、それをきちっと入れることによって条例案の内

容を認めていこうという条件として出したものであります。住民投票後に、住民投票後パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させ、整備計画の必要な見直しを行うということです。それで、3がちょっとアンダーラインがないんですが、条文はこのまま、2だったのが3になっただけの話ですけども、一応、変えたところで正確に言うと3の下にアンダーラインを引かんといけなかったかなと。住民投票云々というのは、これはすでに試案としては確認されているものですので、ここの条文は変わらない。この2のアンダーラインの部分の挿入ということが、我々の条件でもあるということでありまして。すでに議論がありますから、決して無理な注文じゃなくて、全体で合意できるんじゃないかなと、そういう意味でこういう条文を作らせていただきました。

- ◆中西照典座長 ちょっと一つ確認ですけども、ちょっとこれは、私が1人で気になるのかもしれませんが、これを成立するのが条件だと言われましたね。その条件を、これが成立すれば金額を入れられるという意味ですか。そうでもないんでしょう。
- ◆角谷敏男議員 そういう意味じゃないです。
- ◆中西照典座長 じゃないですよ。留保というこの、
- ◆角谷敏男議員 留保です。それは留保です。
- ◆中西照典座長 留保は留保なんだけど、そういうことですよ。これは成立しようとしまいと留保ですね。そういう意味じゃないんですか。
- ◆角谷敏男議員 いや、だから、留保、金額そのものは留保するということですが、まず。
- ◆中西照典座長 留保というのは、提示しないということですね。留保の意味は。
- ◆角谷敏男議員 いや、私どもの態度は、
- ◆中西照典座長 態度は、態度は、
- ◆角谷敏男議員 ただ、その条件として、これまでの、条件として、全会一致を旨としているから、それだったらまずいというふうになっていくわけですから、我々としてはこういう条件を提示して我々の言っていた趣旨を条例で活かす。我々が言ったんじゃないで、上杉さんも上田さんもパブリックのことは言われましたから、これだったら条件としては皆さんも合意ができるものだ。合意していただければ、それで全体を全会一致として認めましょう。
- ◆中西照典座長 はい、分かりました。ただ、私が先ほどちょっと、確認。4会派のは確認が取れましたので、入れていくということは。ただ、この問題については、先ほど角谷議員が言われました、このことについて皆さん。はい、上田議員。
- ◆上田孝春議員 はい。角谷議員の方から、さっきアンダーラインを引いたところの、住民投票後パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させ整備計画に必要な見直しを行うと。これは僕も言ってきましたし、住民投票が実施、ここで決まった後、ここでもあっちでもやはり市民の声を聞くということは大事なことから、パブリックをかけて市民の意見を聞いて、またそれを活かしていくということで僕も今まで言ってきましたからね。これを入れるということは、僕は支障ないというか、何でもない、了解をいたしたいというふうに思います。
- ◆中西照典座長 上田議員はそうであります。ほかに。はい、田村議員。
- ◆田村繁巳議員 角谷さんの方から留保という、これ、議長、この留保というのは全会一致にな

るわけですか。ちょっとなんか取り扱いが、全会一致ということをやっとあれして、留保してこのパブリックを認めていただければ合意するということは、20億8,000万のこの建設費も一応認めますよということでもいいということですか。

◆**中西照典座長** 角谷議員、先ほど私もその辺が気になったんで、そのところをちょっと。はい。

◆**角谷敏男議員** はい。一つ一つやっているわけですからね、この項目ごとに。それで、建設費の概算というところで数字を入れると。それはその前段から、床面積だとか耐震工法だとか、駐車場だとか、それに関わってくるわけですからね。それがまとめられて20億8,000万円で概算としていいよということで、昨日も議論があったわけです。ただ、我々、私どもはその専門家でもないわけですから、ただもう一つは市民の意見があまりこの案には反映してないということで、この概算そのものはもう良いとか悪いとか、認めるか認めないかということはどうも、態度は留保したいと、これが1点です。ただ、留保すると同時に全会一致ということがありますから、全体の条例案の、認めるか認めないかに関わってきたときに、やはりこの住民投票がもっとちゃんと市民の意見が反映されなきゃいけないということの議論もありましたし、それは我々が最も大事な検討の一つとして考えていますから、それをこの全会一致を旨とするという点で運営していくための条件として、じゃあ、これを入れさせてくださいと、そういう提案なんです。

◆**中西照典座長** これを解釈、苦しい。要は認められれば反対はしないという意味ですか。どう、留保というのは、全会一致をされるんだけど、これでいいですかというときに、それでいこうという、今までのこの進めてきたやり方を踏襲するという意味ですか。

◆**角谷敏男議員** 例えば、留保という言葉を使ったのは、似たような言葉で譲歩というのがあるんじゃないかという議論もありました、うちはね。それは、譲歩、言葉の意味が違って来るわけですね。うん。全く違うわけです。だから、譲歩して20億8,000万円、じゃあ認めるかっていうことになっちゃうわけですから。

◆**中西照典座長** 話が違います。

◆**角谷敏男議員** いやいや、解釈として。解釈というのは、我々の態度としてが、そういう誤解を生むということで留保ということのわけです。だから、ここは留保するけれど、全体の条例案を見たときに、当然議論になっていますから、それを、認める場合の条件としてこういうものを入れてほしいという提案だということなんです。

◆**中西照典座長** 今の角谷議員が言っておられるところで、私がもう1つ腑に落ちないけれども、それ以上進めるのであれば。ちょっと、高見議員、はい。

◆**高見則夫議員** はい。角谷さん言っておられることは、ご苦労さんでした、分かりました。それで、ちょっと2項の関係、2条の2項の関係の住民投票は住民の自由な意思が反映されるということが書いてあるわけですね。自由な意思が反映されるということは、これは投票についての自由な意思が反映されるわけです。それで、ついでのパブリックコメントを実施するということについては、それは投票後のことであるわけですね。ですから、今ここに、投票に当たってこれを出すのか、または、私は、これは投票決ったら当然やるべきだと思いますよ。大事

なことだと思う。ですから、最初の出だしについては、やっぱり住民の自由な意思が反映されるということが、うたってあるわけですから、これが引用できんかなと思いますけども、どうでしょうかね、この辺は。座長、そのように私は思います。

◆中西照典座長 ちょっとそれも含めて、ちょっと、上杉議員。

◆上杉栄一議員 角谷議員はこの検討会の議論の中で常々市民の声が反映されていないかということをおっしゃっていたわけで、おそらくこのことは、要するにパブリックコメントを取ることによって市民の声を反映させるという一つのそれが、角谷議員が言われる一つの担保を取りたいということだろうというふうに思っております。譲歩とか、留保とか言われたけれども、それであるならば20億8,000万円は認めて、それは、それとして認めるというか、同意しましょうということだろうと思うんです。それで、パブコメについては、私も、これはもう当たり前の話でして、当たり前の話と言ったらちょっと語弊があるかしらんけども、これは、新たなこういった市庁舎にしても、どういった公共施設にしても、パブリックコメントを市民にそれこそ知らしめて、それをそれこそ反映させるというのは当然の話だと思います。ここにある住民投票条例の中にそれを盛り込むことが馴染むか、馴染まんかという問題も一つはあるわけですし、もし仮に、もしこれを入れるとするとしたら、ここがいいのか、その条文の中ですよ、あるいは、独立した条文にするのがいいのか、その辺の議論もあると思うけれども。ちょっと私もこの辺はよく分かんただけども、住民投票条例、住民投票の条例の中にパブリックコメントの分について担保させることが、この辺が馴染むか、馴染まんか、投票後のことが、そのことがちょっと気になるところがあります。パブリックコメントについては、やっぱりこれは私も、住民投票後にはこれはしなければならぬというふうに思っておりますけれども、ここに入れることが担保としてそれは、思いはよく分かりますけれども、この住民投票条例の中にこれをその投票後のことまでをここに書き込むことについてどうなのかなということが、私、ちょっとよく分からないところもある。提案としてはこれはよく分かりますし、私もそのように思っておりますけど、ただ、それをこの中に入れ込むことについて、そのあたりが要するに住民投票に関することについて、そのあとのことまでここで担保するということについて、このあたりが馴染むか、馴染まんか。法制的なことがあるかどうかちょっと私も分かりませんが、そのことはちょっと懸念しますね。

◆中西照典座長 局長、はい。

○中村英夫市議会事務局長 法制を呼んで。

◆中西照典座長 法制を呼んでいただいてすぐ出るかどうか知りませんが、要は、皆さんが言われるようにパブリックコメントとるのは当然だと。しかしながら、住民投票条例案の中に投票後のことも載せて、法文として整合性がきちっと取れた法文になっているかどうかということが、ちょっと懸念されるので、角谷議員が言われている趣旨は皆分かっておられる。当然じゃないかということは、皆さん、そうですね。うん。それは了解しているんだけど、これは、もう公になって、きょうのたぶん、こういうことは全国的に非常に注目されている今、議会になっております。これ余計なことですけど、全国市議会議長会に出ても、必ず言われます。ですから、これは、もう公な、当たり前のことですけど、そのときに法文上、整合性がちょっと

取れてないようなものを出すと、そういう意味で、あとで、あとあと失笑を買ったりしたらいいけませんので、その点について確認したいと思います。はい、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 法制と呼ばれるのは別にかまいませんから、はい。それと、高見さんの意見では、私も、この住民投票は、2が住民投票は住民の自由な意思を云々ということになって、そのあとにしようかなと思ったんですけど、そうすると、(1)(2)に関してのことだからちょっと分かりにくくなるかなということで、この中にちょっと入れました。だから、結論的には、それは、最後の方に入れるということも考えましたけど、最初の方が分かりやすいなど、分かりやすいというか、意味が分かりやすいという点です。それで、入れるか、入れないか、それはパブリックをやるということは分かっているとおっしゃるけど、やっぱりこの住民投票の発端とか、いろいろ庁舎を巡ることを考えれば、やっぱりあっちの案にした、あっちというのは新築の案にしたって、こっちにしたって、やっぱり双方市民の意見をもっともって聞いていくんだという議会の姿勢をね、やっぱり示す必要はあるんじゃないかなと私はそういう意味で入れさせてくださいと。

◆**中西照典座長** はい。角谷議員の趣旨は、よく分かります。じゃ、ちょっと副座長。

◆**下村佳弘副座長** 角谷議員の趣旨によりますと、市民の意見を反映させればいいわけですし、上杉議員のおっしゃられたように、条例案に馴染むかどうかというのがやっぱりそれが論点だろうというふうに思います。ほかの方法がどうかということもあるわけですけども、必要な見直しをするというふうに書いてあるんですよ、この部分に。そうすると、見直した後と見直す前と違う状況になる場合も考えられるわけで、ほかの方法でもそういったことが担保されるなら、条例に馴染まないというふうになれば、ほかの方法でも代表者会議できちんと決めるとか、執行部がやることなので交えながら話をするとかね、そういう方法もあるんじゃないかなと思うんですけど。だから、そういった方法でパブリックコメントがきちんと担保されるということが約束されれば、私は、それでいいというふうに思います。

◆**中西照典座長** ちょっと待ってください。これは、まず、法制が来まして。ちょっと角谷さん。ですから、じゃ、上杉さん。

◆**上杉栄一議員** 私は、馴染む、馴染まんということも申し上げたけども、これ、法制の問題で、この住民投票条例の中に投票後のことについて、ここに記入することは、そのあたりのことで法制の方の判断で、これで、いいですよということであるならば、それはそれで私はいいと思います、この入れることについてはね。それをそれこそ法制の方で、これはどうもあまりこの件についてはということであるならば、これも、あんまり入れるべきではないのかな。ただ、それは、きょうのこの検討会の中で、すでにもうこのパブリックコメントは、これは、やるんだということは合意しているわけですし、あるいは、その今後のその庁舎の整備計画なりという中で、どういふかたちになるか分からんけども、それ、私は、詳しくは知らないけども、そのあたりの辺のパブリックコメントの分というのはたぶん出ているんじゃないかなというふうに思うし、ここに入れることについては法制の見解を聞いてみてから。

◆**中西照典座長** はい。今、法制に連絡取っております。この見解は、のちになると思います。ちょっとこれを置きます。次に、上田議員の方からご意見があるようです。

◆**上田孝春議員** さっき工期の問題と財源の問題でいろいろと意見があったわけですが、うちの方で持ち帰って皆で話をしてみました。それで、工期は2年というかたちで、そうすると下の参考の一番下の分の文化財調査が必要となりますということを含めて、じゃ、どういった日程というか、スケジュールになるかなというかたちで、うちうちで議論してみました。その中で、最終的には、やはり27年の、合併特例債が使える27年の3月まではいけるといふかたちです。その具体的な考え方を申し上げますと、文化財のことを考えていかないといけんわけですので、文化財を記録保存であるということであれば、3カ月か4カ月ぐらいでできるんじゃないかというふうに思います。そういったことを踏まえて、だいたい文化財の調査を24年の、これが決まってから24年の7月から、だいたい25年の8月ごろまでかけてやれば、これで、約14カ月ぐらいになるんですかね。それと、それから基本設計、実施設計というのが、これがすんだあとですというかたちで、だいたい、この今示しておる概要というか、ものであればだいたい民間ではだいたい10カ月ぐらいで対応可能であるといふふうに考えております。それを実施計画、10カ月でできるという一つの考え方の中で、工期を余分にとって、だいたい24年の7月から25年のだいたい6月ごろまで、だいたい1年かけて実施設計をすればという思いがしております。それから、建設工事費です。建設工事費は、2年というかたちでしておりますけれども、やはり20カ月で、工事期間、建設工事ですね、建設工事をだいたい25年の8月ごろからかかって、27年の3月までの20カ月というかたちでできるというふうな一つの考え方を持ってきております。ですから、ここは、工期は2年というかたちで最終的には27年の3月、合併特例債が使える範囲内で仕事ができるというふうな一つの考え方を持っておりますので、次の財源との関係もありますけど、そのことを申し上げておきたいと。

◆**中西照典座長** 田村議員。

◆**田村繁己議員** この工期を含めて完成時期までのだいたいのスケジュールと言うんか、考え方を示されたわけでありまして。ただ、本当に26年度までにできるかどうか微妙なところもありまして、そのとおりにいけばいいわけですが、これはこれとして、この財源のところは26年度を越したところのただし書きみたいな格好で、例えばこういったところは防災対策事業費を充てるとか、そういうもので明記できないのかなというふうにちょっと思っていますが、その点について、もし。

◆**中西照典座長** はい、上田議員。

◆**上田孝春議員** はい。ですから、先ほども申し上げましたように、27年3月までということになったら合併特例債というかたちでいくという考え方で。

◆**中西照典座長** はい。今、上田議員の方から27年の3月、合併特例債の期限までには建物は建ち上がっていると、完成しているというスケジュールでいきますよ、という提案がありました。さまざまな議論があるわけですが、その可能性を示されたわけですね。そういうことでできるんだということ。そのことについてはどうですか。今のような可能性を、上田議員はいつも信じるということですから、いろいろとあるけど、それでいけるんだという話ですので、これをどうですか。いいですか。では、今の上田議員の意見を了とすることでもいいですね。では、それは確認します。今、法制に来ていただきました。急なお呼び立てであり、急なご質問であ

りますが、答えられれば、一応内容聞いていただきましたか。はい。ちょっと答えることができればお願いいたします。

○河村敏総務課長 はい。総務課の河村です。現在の住民投票条例の試案は第2条の選択肢、1項の。それから、選択肢から住民の意思を確認するという目的で組み立てられているということがありまして、パブリックコメントを入れるということについては、そぐわないのではないかとということです。

◆中西照典座長 そうしますと、ここの条文には、第2条にはそぐわないということがあれば、項目を取って、住民投票後、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させ、整備計画に必要な見直しを行うというのは、これは住民投票後のことを規定しているわけですが、ほかの項目、条文を変えて、そういうことがこの住民投票条例の中に記載することは可能ですか。その辺ちょっと、難しいですか、今、即答は。

○河村敏総務課長 はい。

◆中西照典座長 はい、ではお願いします。

○河村敏総務課長 ちょっと即答は。検討をさせていただきますので時間をいただけますか。

◆中西照典座長 はい。これは、では時間を経てさせていただきますが、ご存じのように、住民投票条例の成立を非常に皆さん市民の方に対しても早く成立させないといけんところがありますので、急な話で非常に申しわけないんですが、約、時間的に。

○河村敏総務課長 30分。

◆中西照典座長 では30分。

() 30分したら本会議じゃないですか。

◆中西照典座長 4時半から本会議を予定しております。これを待つてですけども、それが終了しましたら検討会開きますので、そのときまでに、どうぞ、すいませんけどよろしくお願います。では、ありがとうございます。今、言いましたように、角谷さん、第2条にはお聞きしたように、そぐわんじかないかと。それで、じゃあ、ほかの条文を新たに項を作って入れるかどうかというのをしていただいています。これは、入れば入れればいいし、入らなくなれば、先ほど言われたように、何らかの皆さんが当然合意して、この回答は合意している中ですから、これはやはり皆さんがお聞きしている中で決めていることですから、それは非常に大きな拘束力があると私は思っておりますけど、これは検討の結果を待つことにいたします。それで、次に、上田議員が工期2年で合併特例債の有効な27年3月までに建物が建つんだということで、皆さんが、上田議員が自信を持って言われるなら、ということで譲歩しました。そこで、財源の関係をあらかじめこちらで、それならどうなるんだろうかということを経験の方から指示しまして、資料を作ってもらっております。それをお配りしますので、今、ない。

() 今はないです。下から。

◆中西照典座長 じゃあ、下から。確認しておきたいから。

() 今はいいいんじゃないの。早く話だけでいいじゃない。

◆中西照典座長 いや、いや、確認。

() まだ案だろう。

◆中西照典座長 ではそうでしょうか。はい、はい、分かりました。一応それを持って帰ってもらって。それは持ち帰っていただいてという方が、また確認せんといけんというようになるとら困りますから。それで、今の時間の間に3番のところですね。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 今の時間でちょっと、文章のちょっと表現や何やかんやを、決まったことを極端に変えようという思いはないわけですけど、文章の表現をちょっとはっきりさせていただきたいなということがございますし、参考の方でちょっと意見をちょっと申し上げて、皆さんで検討をしていただいたらいうふうに思います。2号案の延べ床面積のところなんですよ。延べ床面積のこっちの、改修後の本庁舎は5,900平米というかたちで、これはいいんですけど、新第2庁舎というかたちで、ここで約4,380平米という数字が出ている。これは結局、地下1階の駐車場も含めての面積になっているんですね、4,380というのは。ですから、ここをもう少し分かりやすくするために、これには地下の面積が入っておる。ですから、ここを延べ床面積、上の部分だったら3,650というものを当初から言ってきたものだから、この辺の整備についてこの表現、数字の表現がでんかなということなんです。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 うん。そこ、

◆中西照典座長 じゃ、上杉、

◆上田孝春議員 もう一つはね、一つ一つずついくか。

◆中西照典座長 はい。じゃ、まとめて言ってください、はい。

◆上田孝春議員 うん。参考のところは2段目の関係です。建設費の範囲は庁舎工事に直接関係するものに限定をしております、というかたちで、ここに周辺工事、それから仮庁舎、それから仮駐車場等の経費は含まれていませんというかたちになっているので、ここで仮庁舎の問題は、僕は、僕らの考え方の中では必要ないというふうには思っているんです、仮庁舎は。だからこの仮庁舎は削除というか、取っていただきたいなというふうに思うんです。このことをちょっと申し上げて。

◆中西照典座長 はい。じゃ、ちょっと上杉議員。

◆上杉栄一議員 仮庁舎については、これは削っても差し支えないし、当初からこれはないということですからそれは結構ですけども、新第2庁舎の4,380平米っていうのは、この間の話の中で要するに半地下1階地上5階になるということで、これは建築基準法から照らしてもそういう4,380ということになるわけで、これをあえて3,000に、元の数字に戻すということについてはどうなのかなということは思っております。そのことということになれば、合併特例債のさっきの議論に戻るわけで、そうなれば27年度中、27年度中という話、26年度中にできるんだということであるんですけども、これもそれこそ、できるからできるという話のようでした、だからこれも延びた場合には防災対策事業債というのは、これは活用しないといけない。だから、ただし書きの話があって、なかなかこういったことについては議論したらまたいろんなことが出てくるわけで。私はこの間の話の中で、建物としては、これは地下1階の地上5階建てで4,380ということですので、それはそれでやっぱり正直にと言うんですか、正確に出すべきじゃないかなと思います。

◆中西照典座長 はい。ちょっと待ってください。ちょっと待って、10分前になりました。それぞれの意見はありますが、ここで休憩いたしまして、本会議終了後にまたお集まり願います。新たな提案も出てきましたし、そのことについても審議していただきと思います。では、ただいまより休憩をいたします。

休憩（16：20～16：50）

◆中西照典座長 時間になりましたので再開いたします。ちょっと待ってください。

（ ） 今、はい。

◆中西照典座長 今来られましたか。

（ ） 今、はい。

◆中西照典座長 じゃ、ちょっと。初めがいい。いい。田村議員、こちらが初めでしょ、はい。私の方がいい。じゃ、田村議員、はい。

◆田村繁己議員 はい。先ほど、角谷議員さんの方からパブリックコメントのことについての提案がありました。これから法制局から聞かれると思いますけども、ちょっと文面的にちょっとこの文面の中に、整備計画の必要性、必要な見直しをという内容になっていますけど、この整備計画というのは、今出されたら、その骨格、概要、これが変わる可能性があるのか、そのあたりのこの整備計画の考え方について、ちょっと一度お聞かせ願えませんか、角谷さん。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 この考え方は、とにかく市民の意見の反映をさせるということで、それは上田議員の説明なり上杉さんの説明を聞いてもこれはあり得るんだなという、それはパブコメをやって、それで、それが可能であれば当然なるわけで、そういう点で必要な見直しも行うという表現にしたわけです。

◆中西照典座長 田村議員、はい、どうぞ。

◆田村繁己議員 あえて整備計画の必要性、必要な見直しというかたちで明記した方がいいのか、市民の意見を反映させて、反映させるという内容で留めておいた方がいいのか。非常に、いま概要のところまでちょっと含みのあるような感じもちょっと受けたんですが、この内容、今検討している内容の部分、この点についてはこの概要まで、また内容のところまで変更の可能性があるとということであれば、またちょっと上田さんは、それは譲歩されているのか、この辺についてもちょっと上田さんにもお聞きしたいなと思います。

◆中西照典座長 上田議員、そういう質問がありましたから。

◆上田孝春議員 表現の仕方になると思うので、パブリックかけてある程度市民の意見を聞いて、特に、ここの中の改修になってくるというふうに思うんですけども。ですから、ゴロっと大きく変わるということまでは想定はしていない。角谷議員が言われるのは、やっぱり市民の声を聞いてこちらの改修をするときに、どういった改修、今、僕が示して、僕はって言ったら失礼になるけど、対案で出ている改修は、設備と空調と給排水というかたちになっているけれども、それ以外に市民の声が出たものについて、取り入れて、できるものとできないものと当然

出てくると思うから、その範囲内のパブコメというふうに、僕は、認識はしていますから、こちらをするのに増築部分をもうちょっと大きくしろとか、そんな声ではないというふうに僕は認識をしています。ある程度のこっちの骨格が変わるところまでは、僕はちょっと今のところはしていないし、角谷さんがどの程度のことを考えておられるか知らないけれど、僕はそういった気持ちでちょっと受け止めておるといことなんです。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 田村議員の発言については、恐らく整備計画ということになれば、住民投票条例を施行して、住民が判断する中で、市民が判断をして2案にいったときにパブコメをつけた、パブリックコメントを図って市民の意見を聞くと、ここに整備計画っていう文言が入っているから、まさにこの整備計画まで変えてしまうのかというような、そういうことのような質問だったというふうに思います。ですから、市民の意見を反映させ、必要な見直しを行うということで、それでいいんじゃないかなと思います。そのことですよ。

◆中西照典座長 角谷議員、今の意見はどうか。

◆角谷敏男議員 まさに、計画の必要な見直しというものは当初考えていたんですけど、計画だけではやっぱりちょっといけんな、やっぱり整備を入れないとなんの計画か分らんなどということを入れてだけですから、そういう理解でこの計画というのは、そういう意味ですよという、皆さんが納得されるんなら、それで私もそれですとします。はい。

◆中西照典座長 整備計画を取ってもいいということですね、もしあれなら。はい。じゃ、そのことで了解いただきます。それで、法制の河村課長来ておられますので、じゃ、よろしく願います。

○河村敏総務課長 はい。条例、まず条例というのは論理的に統一されたものであることが重要であるということであります。この条例は第2条の旧市立病院跡地への新築移転に賛成か、現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成を問うための試案とこういうふうになっておりまして、選択肢を選ぶための住民投票として組み立てたものであります。別条項にするとしましても、条例にパブリックコメントの規定を入れることは、条例の目的にそぐわないということになります。パブリックコメントにつきましては、鳥取市自治基本条例というのに、第25条に市民政策コメントの規定があります。内容につきましては、「市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます」となっております。目的に沿わないものを入れるのではなくて、自治基本条例によってどうされるか、判断していただければというふうに考えております。

◆中西照典座長 はい。法制の方では、今回策定しておる鳥取市市庁舎整備に関する住民投票条例にはそぐわないということではありますが、先ほどから角谷議員、上田議員は、皆さんが言うておられるようにやはりパブリックコメントは、先ほど自治基本条例っていうものがありますけども、やはりそこにおいて、角谷議員がなぜここで出されたかという趣旨もありますので、じゃ、上杉議員の方から。

◆上杉栄一議員 この検討会では合意しているし、自治基本条例の中にはそれは条文としてあるんですけども、この条例案がここで合意されて、今度は要するに、提案説明の、議場での

提案説明になりますよね、提案理由はもちろんあるわけですから、その中で、あえて投票後のここにパブリックコメントを実施して必要な見直し等々についてはしっかり市民の意見を聞きなさいということについて盛り込むということも、これも可能だろうというふうに思いますから、今のこちらの方に盛り込むことが馴染まないということであれば、そういった方法もあるのかなというふうに思います。

◆中西照典座長 角谷さん、角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい、分かりました。それで、今、法制の説明がありましたので、条例のどこにもそぐわないという説明でありました。もう一つ、自治基本条例はやはりそれは市長が云々という話でなる話ですから、これは主語が市長でないかと。私はそれであるなら当たり前のことですから、ただ、市民が選択を考える資料として、今、関連情報を議論していますから、改めて皆さんに提案したいのは、今、参考が四角で5点入っております。そこの6つ目にこのものを入れて、市民に説明をしていくと、こういう提案をさせていただきたいと。分かるように、より分かるだろうと、考えるにあたって、そういう趣旨なんだなということを入れさせてもらいたいと思います。上杉議員のあれを否定するわけじゃないんですけど、市民により分かりやすくという点が一番良い点で、ここに入れさせてもらうということです。

◆中西照典座長 新たな提案のようですけども、角谷議員の意見についてどう思われますか、上杉議員。

◆上杉栄一議員 私はこの関連情報というかたちの中にこれを入れ込むことこそ、そぐわないというふうに思います、はい。これはあくまでも1号案、2号案の関連に対する情報であって、その情報の中での参考意見ですので、全くこのパブリックコメントをここに入れるということは、この関連情報でも何でもないわけですし、だからこれは、これこそ私はそぐわないと思う。

◆中西照典座長 上田議員、ちょっとお願いします。

◆上田孝春議員 それは角さんの気持ちは十分分かる、皆分かっていると思うんですけど、だから、ここを正直言って、関連情報というかたちの中でどうかなという、ちょっと思いがするんですが、何かいい方法がないかなというちょっと思いがするんですけども、確かに関連情報は両方のものに対しての情報提供をするというかたちであるから、うん、これ以外何かいい方法はないかなという、ちょっといや、角谷議員の気持ちを何とかうまく受け止めておるんですけど、受け止めておるんですけど、どういった方法が一番いいかなというちょっと。

◆中西照典座長 先ほど。ありますか、はい。副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 先ほども言ったんですけど、市民の意見をきちんと反映させられればいいわけで、それを担保にしたいということですので、当然代表者会なりでこのことをきちんと合意をするということをやれば、私はいいいんじゃないかというふうに思います。この関連情報上っていうことがあったんですけど、これやっぱり投票条例と一体なもんと考えれば、ここに載せるというのはちょっと適当な考え方じゃないんじゃないかというふうに思います。それを担保するために、じゃ、何がいいのかというふうなことを考えた方がより現実的だというふうに思います。

◆中西照典座長 角谷議員、どうですかね。先ほど上杉議員の方からの提案は、投票条例の提出

にあたっての提案理由の中にきちんとそのことを盛り込めば、これは議事録に載りますし、それはこの検討会が皆で揃って、そのことを約束したということになるんじゃないかというのが、上杉議員の我々はそのことを認めましたよということ。それから、副座長の場合は、この検討会は作成、条例案が作成されればもう目的果たして一応そこで終わりますけども、代表者会という中できちっとそのことを代表者が角谷議員の意を汲んで、その中で了解すればいいんじゃないかという意見があります。角谷議員、その点、意見をお願いします。

◆**角谷敏男議員** 市民が一番目にして、これまでのいろんな意見を言ってきた人に、選択を迫ったときにやっぱり一番目につくところに、私は、議会の姿勢を示したいということです。そういう点からいうと、まず代表者会については賛成しません。それであるんだったら、ここの検討会でやっぱりきちっと、代表者会是非公開ですから、だから、きちっと確認をするっていうのと、それと上杉議員が言われた点も含めて、もういっぺん、うちで持ち帰らせてもらうと、持ち帰りです。これはここまでしか相談していませんので、はい、それは全会一致を旨とするという点で議会として、我々も住民投票をやっていくと、そういう姿勢として、今しばらく時間をいただきたいと思います。

◆**中西照典座長** はい。じゃ、持ち帰りという意見がありました。それはそれで尊重しないといけませんけども、それは、またこれから検討が進められる中で持ち帰っていただけるほかの事項もあるかも分かりませんので、そちらをちょっと進めます。先ほどの休憩の前に、24年3月22日検討会資料その2というのを出しました。何回も同じものが出ていって混同されないようお願いいたしたいです。工期2年という中で財源を入れました。合併特例債の市の実施返済額というのもこう入れております。それから、先ほど、上田議員の方から出ていたのは、新第2庁舎の平米数、床面積の平米数、それと、参考の2番目の周辺工事、仮庁舎、仮駐車場等の経費は含まれていません、の中の仮庁舎は抜いてほしいというお話でした。まず、これについてですね、はい、どうぞ。

◆**上田孝春議員** すいません。その件ですけど、そこの最初の延べ床面積の第2庁舎の4,380とかたちを、3,650というその話をしたんです。これは、分かりやすくするために、3,650とかたちにすると、ちょっと又おかしくなりますね、地上と地下とに割り振りをしていたらどうかな、地下中730平米。

◆**中西照典座長** 括弧書きでしますか。

◆**上田孝春議員** そうですね。

◆**中西照典座長** カッコ、はい。

◆**上田孝春議員** それで、地上3,650とかたちで、この4,380の内訳とかね、この辺を。

◆**中西照典座長** さっきの地図は追加でよろしいですか。これはなんぼ。

◆**上田孝春議員** ちょっと割ってもらったら、ちょっと、私、今、730じゃないかと思うんですけど、1階部分ね。

◆**中西照典座長** 確定させてください。あとで、皆でします。

◆**上田孝春議員** 地上3,650とかたちに。

() 最初に地上でいいですか。

◆上田孝春議員 最初に地上でいいです。

◆中西照典座長 初めは、じゃあ。

() (地上)。

◆上田孝春議員 3,650。うん、地下。地下でいいかという、うん。

◆中西照典座長 地下でいいですか。

◆上田孝春議員 どちらの方が分かりやすいかな。

() 地下。

◆上田孝春議員 ええ、地下の方がね、地下730。

◆中西照典座長 地下だけが730ね、730。

◆上田孝春議員 だから、ここ駐車場になっている、1階になっているから、上にね。

◆中西照典座長 上に書いてあるから。

◆上田孝春議員 上にね、はい、はい、わかりました。はい。それと、仮庁舎の問題は消していただくというかたち、それでもう一つね、参考にちょっと付け加えてというかたちをお願いしたいのは、結局、さっきも言ったんですけども、建物の下の地下駐とそれから半地下の駐車場がこの一体になっておるといふうなちょっと認識が市民には分かり難いんじゃないかなという思いがするわけです。ですから、この市民に分かりやすくするために、半地下駐車場と第2庁舎の地下駐車場はひと続きのものであると、そういったかたちでここに分かりやすく、この参考の下に。

◆中西照典座長 具体的に言葉を入れてください。

◆上田孝春議員 はい、はい、はい。

◆中西照典座長 そうしないと。

◆上田孝春議員 読みますからね。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 いやいや、こっちですよ、参考のところですよ。参考のところ。

◆中西照典座長 この四角をつくって、

◆上田孝春議員 四角をつくって、半地下駐車場と新第2庁舎の地下駐車場はひと続きのものであるというなかたち、我々はわかっているんですけども、市民にちょっと。そういったかたち。

◆中西照典座長 じゃあ、ちょっと、今の意見について。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 一体にすると、地下の面積が増えてくるんですよ、建物が一体になっちゃうと地下は今5階だ、5を割って足しているだけですけども、その何平米あるか分からない地下部分も一体の建物になっちゃうことになると、今度またその面積がいくらであるとかね、いうものを出して、新第2庁舎がその何千平米が増える、地下が増えるってことになるんですよ。

◆上田孝春議員 いや、いや、そんならよう、

○前田喜代和庁舎整備局専門監 ええ。

◆中西照典座長 そうなると、いろんな。

() 具体的にどうなるか。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 今、上田さんの提案のところは分かりましたけどもね、地下730割る、5階で割ればいいと言うのは、7近くになるわけだけれども、今、地下を連続してするという事になると、2,500平米だというふうに、地下を、聞いておるんだけど、合わせると、今、前田さんが言ったように、これ建築基準法上そうなるということになれば、やっぱりそれは、そのような方法にしておかんと、それはそれ、それはそれと、分かり難い、返って。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 いや、僕は単純にあれしたのは、ここの概要のところの文面を見て、市民がなんか別々のものという一体のものになっている、我々は分かっているんだけどもね、一体のもんだっていうことは。

◆中西照典座長 はい、前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。第2庁舎として駐車場も含めて、地下がこれに何千平米かプラスになって、それで地下何千平米、地上いくらということで、この床面積が増えてくる。

◆上田孝春議員 そういうことだったら、やもえんかなというふうに思います。

◆中西照典座長 じゃあ、いいだ、上田さん、これでおろされたら、もういい、それでいいって。はいはい、はい。じゃあ、副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 はい。この概要に地上5階、地下1階って書いてあるわけですよ、私は、だから半地下駐車場と地下中は一体のものであるという上田さんの主張は、これは建築基準法上、全くそのとおりだというふうに思います。ですから、この改修後の本庁舎5,900平米も含めて、第2庁舎約4,300平米というものを、これ、やっぱり建築基準法で定められたきちんとした数字にして入れるべきだというふうに思います。これを正確な数字として入れるべきだと、それで、分かり難ければ、ただし書きをすればいいわけですから、そういうふうにするべきだと思います。

◆中西照典座長 そういう意見がある中で、上田議員がちょっと意見を下ろされました。そこでいきます。ちょっと確認ですね、確認、まだ皆さんに確認してないのは、

○中村英夫市議会事務局長 座長、すいません、1点だけ。数字の関係で建築が、右側の下のところですが、括弧の設計中点管理費約8,000としていますが、8,000万としていますが、単位を合わせた方がいいと思いますので0.8億円。

◆中西照典座長 0.8億円。

○中村英夫市議会事務局長 はい。

◆中西照典座長 それは表現ですね、0.8億。それとちょっと皆さん、皆さんに確認です。仮庁舎をこれ、抜けばいい、抜いてほしいということで上杉会長は当初からということでありました。これは上杉会長、ほかの会長のかたはどうですか。

() そんなにこだわらない。

◆中西照典座長 うん、じゃあ、

() 違いは特にない。

- ◆中西照典座長 じゃあ拘らないということですので、仮庁舎については、これは削除をすることです、はい。はい、上田議員。
- ◆上田孝春議員 すいません。再々申し上げます。この参考のところの3段目のこの表現が、市民によろ分かるなかなと思うんですよ。どんなものでしょうなあ、これ。
() どの部分。
- ◆上田孝春議員 (両案とも耐震性の不足している現庁舎、現第2庁舎の使用は前提としていません)ということが市民によろ分かるかなという、この辺がね。両案ともというかたちになっている。
() 両案はいらんだで。
() ごめん、ごめん、ちょっと要点が。
- ◆上杉栄一議員 いいか。
- ◆中西照典座長 上杉議員。
- ◆上杉栄一議員 両案ともというような文言があるわけですし、耐震性の不足している、両案ともだけを削った方が逆に言えばよく分かるんじゃないかなと思います。そこだけ削る、そこだけを削ればいいじゃないかな。
- ◆中西照典座長 確認です。今の意見は両案というのは削って、耐震性の不足している第2庁舎の使用は前提としていません。これがすっきりするということで、じゃあ、これはよろしいですか。
() よろ分かるから。
- ◆中西照典座長 はい、副座長。
- ◆下村佳弘副座長 上田さんが下されたということなんですけども、先ほどの延べ床面積というのは、私は、新しい提案じゃないですけども、正確な数字を書いて、きちんとした数字にして記述することが必要ではないかというのは、これは却下ですか。
- ◆中西照典座長 例えば、ちょっとすいません。却下というより、どう、例えば、どういうふうに書くということですか。
- ◆下村佳弘副座長 敷地内に地上5階地下1階駐車場を建て、なんていうところかいな、新第2庁舎を増築するというふうに書いてありますよね。このとおりにやるとすれば、この改修後の本庁舎5,900というのと新第2庁舎4,380と、これは今、第2庁舎の上の部分とその地下の部分をつないだだけの面積ですよ。これを建築基準法で定められたきちんとした数字にして、正確な数字にして市民に知らせるということ、これの方が正確じゃないかというふうに思うわけですし、専門監もそういうふうに言われましたよね。それで、数字が大きくなるからということでしたけど、それは大きくなって分かりやすいような注釈を加えれば、そっちの方がよく分かるということですので、そういう記述にしたらどうかという提案です。
- ◆中西照典座長 ちょっと具体的に数字をいろいろとしたらどうなるの。計算したら。前田専門監、ちょっと今の。はい。
- 前田喜代和庁舎整備局専門監 はい、お答えします。まず、この対比表でございますけれども、左の1号案は、屋外平面駐車場200台というように、もう記入してございますよね。その対

比を見ると、右側には半地下屋外平面駐車場合わせて 150 台という方が分かりやすいような気がします。ただ、その基準法上は半地下であれ、床面積が発生しますので、それをどこにどう取り扱うかというのが、別棟でしたらわざわざ上げなくてもいいということがあるかもしれませんが、建物が地下でくっついているということになると、その新第 2 庁舎の 1 つの建物として見ざるを得んということがございますので、当然、その半地下という地下なんですけれども、その面積が加算されるということになると思うんですけれど。

◆中西照典座長 言うには、第 2 庁舎の面積が加算されるという意味ですか、今の。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。

◆下村佳弘副座長 いや、はい。地下の駐車場に 150 台停まるということとね、建築基準法でこれと同じ建物か、違う建物かというのね、判断することは違うんですよ。そりゃもう、僕は素人だからよく分かりませんが、それが建築基準法だと、僕聞いております。だから、それを正確に伝えた方がいいんじゃないかという話です。

◆中西照典座長 はい、前田専門監

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい、お答えします。建築基準法上は、この半地下という部分は、床面積は発生します。ですから、これを加えればいいと思います。以上です。

◆中西照典座長 これは、新第 2 庁舎の面積が半地下の分も含めて広がるという意味ですか。です。上田議員、その表現の仕方で、いわゆる今言いましたように、半地下の駐車場の部分を含めて、新第 2 庁舎だから、もうそれを含めた方が全体的に分かりやすいんじゃないかというのが、建設基準法にのっとって、という、今提案がありました。このままいかれると言うんだったらそれでもいいということですね。はい。これは、今ここでなかなかあれですので、持ち帰っていただきましょう。そうしますと、皆さんがこれでいいと言われりゃいいということですね。一つの提案をされたということです。はい。分かりましたか。だから建築基準法でいうと、第 2 庁舎の面積が広がるのが分かりやすいし、地下がどれだけあるか、駐車場がどれぐらいあるか、分かりやすいんじゃないかという意見であります。

ただ、これは提案ですね。けども、元々提案されている上田議員が今までされている表現よりも変わりましたので、それはこだわらんけど、皆さんが今まで、だから、今までのままでいいと言われれば、そういうあれでいこうということでもありますね。ちょっと検討してみてください。それで、角谷議員のお持ち帰り、お持ち帰りって言ったらおかしいですね。持ち帰っていただいてしていただくこと。それがあります。それで、これは、今、とりあえず上田議員が言われた、地上 3,650、地下 730 というものは言われましたね。これは入れています。それから、設計管理費約 0.8 億、表現が変わります。それから仮庁舎、これは削除します。のところで、

◆上田孝春議員 両案。

◆中西照典座長 両案をとるね。そのところで 1 回作っていただいて、それを、ちょっと検討していただくための課題として、1 回、休憩中に配ってください、休憩中に。はい、配っていただいて、それを基にしてください。それで、結果的にそれでいいなら、もうそれで一応関連情報は完成を見たという方向でいきたいと思います。先ほどのいろいろな、まだ未確定な部分が

ありますんで、それをまたここで話していただいて、それならそれでいい、直すなら直すということでやりますんで、ここで、どうですか、30分、どのぐらいですか。そんなに長いんだったら。じゃ、20分はどうですか、20分間。30分間ありますか。じゃ、20分ということにさせていただいて。いいですか、20分ということにさせていただいて、45分か、5時45分まで休憩に入ります。はい、休憩です。

休憩（17：25～17：45）

- ◆**中西照典座長** では、会議を再開いたします。まず、角谷議員におかれましては持ち帰っていただいて、先ほどのパブリックコメントにおける部分について、どのように判断されたか、帰って皆さんと話してきたいということでありました。その点について、検討内容をお願いいたします。
- ◆**角谷敏男議員** 協議の時間を与えていただきましてありがとうございます。協議をいたしまして、おおよそ3つのことについて、皆さんに合意をしていただけたらなと思っております。1つは、先ほど、代表者会ということもありましたけど、改めて、この検討会という条例案を作る作業をしている検討会で、この文言について確認をしていただきたいということと、それと、上杉議員からありました提案説明については、それも了として市民に向けて議会の立場を明確に、考えを明確にするという点で入れていただきたい。それからもう1点は、いずれ、いずれと言ったらおかしいですが、当然市民に広報がいくわけですから、広報にあたって、これを必ずパブリック云々というところをきちっと説明の中に入れていただく。この3点をきちっとしていただければ、私どもはこれを了としていきたいということが協議の結果であります。
- ◆**中西照典座長** はい。今、このような提案がありまして、改めて皆さんに確認させていただきます。まず、この検討会において確認していただきたいということを皆さんにちょっと私の方から提案させていただきます。この検討会で角谷議員が言われているように、住民投票後、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させて必要な見直しを行う、このことについて検討会ではこれを了とする、それでよろしいでしょうか。はい。それから今後、広報、条例案ができれば広報が市の方から出される、その中にもこのパブリックコメントを実施するということを確認していくと、確認というか、広報に入れていくということについて、我々はこのことを確認するということがよろしいでしょうか。はい。それで、上杉さんが言われたように、この条例案が条例化され、どなたが提案説明されるになっても、その中に先ほどの、角谷議員が言われました意見をきちっと提案説明の中に入れていく、このこともよろしいですか。はい。ではそのことをこの検討会でお約束し、確認したといたします。はい、田村議員。
- ◆**田村繁巳議員** はい。うちからの1つお願いでありますけども、先ほど財源のことでただし書きをと、なかなか皆さんからいい返事がなかったわけでありまして、1つ参考でも結構でございます。26年度中にこの事業が完成を前提としているという文言が入れられないのかどうなのか、検討をお願いいたします。
- ◆**中西照典座長** それは両案ですね。

◆田村繁己議員 両案です。

◆中西照典座長 第1号案、第2号案、26年度中に完成を前提としている、そのことはどうか、皆さん、そのことがあるから、じゃあ、そのことは参考の一番最後に1号案2号案とも、平成26年度中の完成を前提としている、事務局いいですか、皆さん、これはいいですか。はい。じゃあそのことであります。いいですか。それで、最後に、今の文言も入れたやつをちょっと配りますけども、これから確認して、下で印刷してきてください。それで、ちょっと待ってください。その他はこの関連情報は、これは諒とされますね、皆さん。はい。ですから、じゃあ、今の件をすぐさま文言を入れて、申し訳ない、ちょっとばたばたさせますけど、してください。はい、はい、確認の文言、ちょっと、はい、田村議員ちょっと確認しておいてください。

() 一番下に。

○田中利明市議会事務局次長 下というか、下がいいですね。上がいいんかもしれん。文章面、文面は1号案、2号案とも、第1号案、第2号案とも、平成26年度中の完成を前提としています。といったような。

◆中西照典座長 そうか、一番初め。

○田中利明市議会事務局次長 一番上がいいと思います。

◆中西照典座長 じゃあ一番。そうですね、大前提。

○田中利明市議会事務局次長 大前提の話です。

◆中西照典座長 じゃあ、一番上に参考のすぐ横に置くっていうことですか。

○田中利明市議会事務局次長 はい。

◆中西照典座長 はい。

○田中利明市議会事務局次長 直して。

◆中西照典座長 直してきます。はい。大至急直してきますので、約何分。

() いない。

◆中西照典座長 はい、はい、5分です。はい、ちょっとその間に、はい。

○中村英夫市議会事務局長 ついでに、ついでじゃない。

◆中西照典座長 ついでじゃない。

○中村英夫市議会事務局長 最後になる条例案の確認を。

◆中西照典座長 条例案を皆さんちょっと配ってください。

○中村英夫市議会事務局長 準備しますので、はい。

◆中西照典座長 はい、はい。それで、これは今、それを待つ間に私の方から説明ですが、ここで、今、条例案は試案となっています。それで、皆さんに確認していただいたら、これは案になります。条例案に。条例案はこれで策定しましたので、厳密に言うと、ここでこの検討会は一応、使命を果たしました。次に、条例案の提出は、これは議長として、各会派の代表者のかたに提出者になっていただきたい、その各会派の代表者の中から提案説明される方、質疑に回答される方を選んでいただきたいというが、私のこの検討会後の流れ、それで、そこで条例案をそういうかたちになりましたら、議運を開くんですね。ちょっと確認してください。はい。

○中村英夫市議会事務局長 そのようなご確認いただいたあとの、5会派の代表者にお集まりい

ただきまして、議長室に、それで提案者どうするとかいった点をご協議いただきまして、もちろん提案説明もとりあえず事務局でたたき台を作っておりますので、それをご検討いただきながら、それが終わりましたら、議会運営委員会を開かしていただいて、しかる時間を、時間を少しいただきますけども、その後本会議を再開させていただくと、質疑があった場合ちょっと時間をいただかないと、またその対応はできませんので、そういった対応をさせていただこうと思っております。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 代表者会、提案説明と質疑を行う人、質疑に答える人でしょ、はい、この2役については検討会で決めたら、そぐわないわけですか。

◆中西照典座長 現実論で言うと、要項見ていただくと、策定でまでとなっているんですよ。だから、理屈は策定まで、案を作ったらそこで終わるんで、ということで、今言っている議長としてちょっとお願いしてるところであります。理屈で言うとね、はい、そういう状況になります。それで、今住民投票条例の試案が皆さまの手元にまいりました。この案は今まで、これは11月14日で合意して、これをまた資格者の問題でまた合意いたして、その後、角谷議員の方から2条でありましたけど、先ほどの状況でそれはこれにはふさわしくないということですから、基本的には全く変わっておりません。関連情報は今持って上がりますけども、ここでお諮りいたします。今お手元にあります、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例試案となっておりますが、これを条例の案としてということに関して皆さまよろしいでしょうか。はい。じゃあ、これは試案を案としていただきます。では、関連情報の最終版が、今、ただ、ちょっと確認です。参考の1、第1号案、第2号案とも、平成26年度中の整備完了を前提、さっき工事完了、これの比較項目には本庁舎整備となっておりますんで、それに合わせたということでもありますんで、こっちの方が正しいでしょうということでもあります。では、これは先ほど皆さんの合意を経たところでもあります。確認いたします。鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報（たたき台）は、今お手元にある案でよろしいでしょうか。はい。じゃあ、それは皆さんの合意のもとに確認したということにします。だから、これはまずいいですね。はい。一応じゃあ、これは、このようにさせていただきます。では、角谷議員。

◆角谷敏男議員 うちの会派の中でも、この関連情報の議論のときに、たびたび出ていた疑問というか、疑問ですから、私もここで確認しておく必要あるなと思っております。一つは、市民から質問があったときに、だれが責任持って答えるんだと、説明するんだと、広報するんだと、この辺が、一つどこにあるんかいなということが1点と、それと、本当に時間がない中で、住民投票をやろうということで、今日までかなり議論をして、たびたび休憩もとりました。それで、議会の全体の共通認識をしていくとか、そういう場所を作らなくてもいいだろうかと、いろいろ共通認識の上で、説明するところはやっぱり答えなければいけないわけですから、その辺もどう考えておられるかということが1つあると思います。それから最後、広報で3点目は、私がちょっと言った点でもありますが、いわゆるこれで市の方も広報を同じスタンスでやるわけではありますが、やはりそういう、市長が投票の執行者ということで、よくそこをわきまえて

きちっと公平公正にやっていただきたいということでもあります。特に、1、2点、最初の1点、2点について、どういうふうに今後するのか、ここは作るだけで解散してしまいますので、また代表者会、あんまりこうどういう場所かっていうこともありますので、はい。

◆**中西照典座長** 今回の角谷議員がまさにおっしゃったように、先ほど、条例案の関連情報は皆さんの合意をもってとしましたので、この検討会の、先ほど言いましたように、使命は終わりました。今後、きょう、これからすぐですけど、代表者会で、まず、この条例案の提出者とそれから先ほど言いましたことを決めていただきます。その点についても、やはり今、この会で角谷議員が言われたことについては、責任をもって言える会ではありませんので、やはり今のところは代表者会のところで、今の件はもう一度出していただくということになります。そういうことを申し抑えまして、非常に長い間の検討会でありました。皆さんの真摯な検討を経て、第16回の検討会の中で、このようにまとまってきたところでもあります。非常に各議員にも感謝を申し上げるところであります。あと、本会議でこれを条例とする作業がありますので、そこまで皆さんで責任を持って、代表者の方はよろしくお願いします。それでは、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第16回をこれで閉会いたします。ご苦労さまでした。